

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回吉川市環境審議会
開 催 日 時	令和5年10月27日（金）午前10時から11時55分まで
開 催 場 所	吉川市役所 301・302会議室
出 席 委 員 氏 名	五十嵐恵千子委員、浜本光紹委員、桑本潔委員、福田真道委員、 田中恵美子委員、大久保本子委員、金田桂子委員
欠 席 委 員 氏 名	附田健志委員
担 当 課 職 員 職 氏 名	環境課長 安室晴紀、環境課環境保全係長 三城肇、 環境課環境保全係主任 鈴木裕子、主事 寺田佑、 資源化推進係 山崎徹
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	1 開会 2 議題 （1）吉川市の環境について 資料 （2）吉川市環境行動計画について 資料 （3）その他 3 閉会 すべて公開
非 公 開 の 理 由	なし
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	次第 資料 吉川市の環境 資料 吉川市環境行動計画（第1期）進捗管理シート
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	五十嵐委員、桑本委員
そ の 他 の 必 要 事 項	なし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

<p>1 開 会 事務局</p>	<p>————— 《開 会》 ————— ただ今より、令和5年度第1回吉川市環境審議会を開会する。</p> <p>————— 《定足数確認(会議の成立)》 ————— 吉川市環境保全条例第77条の規定により、定足数である過半数に達しているため、本日の審議会が成立していることを確認した。 なお、附田委員より事前に欠席の連絡を受けていることを報告する。</p> <p>————— 《会議の公開・非公開の決定》 ————— 本日の会議は全て公開で行う。なお、傍聴人は0人である。</p> <p>————— 《新任委員の紹介》 ————— 新任の五十嵐委員及び福田委員を紹介。</p> <p>————— 《署名委員の指名》 ————— 会議録の署名委員に、五十嵐委員と桑本委員の二人を指名。</p>
<p>2 議 題 浜本会長</p> <p>事務局</p> <p>大久保委員</p> <p>事務局</p> <p>金田委員</p>	<p>————— 《議事審議》 ————— (1) 吉川市の環境について 議題について、事務局より説明をいただく。</p> <p>【事務局資料説明（資料 吉川市の環境）】</p> <p>質疑 アライグマについて、よく空き家に棲みつくと聞くが、吉川市の場合 はどうか。</p> <p>空き家での目撃情報や相談により、罠を設置して捕獲することがあ る。 しかし、動物愛護の観点から捕まえたアライグマを長期間放置するこ とは望ましくないため、空き家の場合は近隣住民の協力が得られる場合 に罠を設置し、対応している。</p> <p>資料3ページの表2の⑤の項目について、「環境センター」と表記さ れているが、図1の調査地点地図上では「鍋小路」という表記がされて いる。どちらが正しいのか。</p>

事務局	<p>当該地については測定場所を変更している。</p> <p>鍋小路の測定地点については、これまで付近の民家に協力を得て庭先で測定を行っていたが、令和5年度より同じく鍋小路地内にある環境センター内に移設した。</p>
金田委員	<p>では、令和4年度までの状況を踏まえると「鍋小路」という表記が正しいということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのようになる。</p>
金田委員	<p>5ページの自動車騒音の常時監視測定結果について、令和4年度については2カ所の測定を行っているようだが、美南地区についても人口が増えており、大きな道路も開通している状況である。今後、測定場所が増えることはあるのか。</p> <p>また、測定結果と6ページ表6の騒音の公害相談受付件数について、関連性がない場合、騒音の相談はどのような内容が寄せられているのか。</p>
事務局	<p>自動車騒音の調査対象区間については、道路交通センサスの対象路線としているので、美南地区の道路がこの対象となれば、今後、調査対象となりうることはある。</p> <p>公害相談のうち騒音に関する相談については、自動車騒音に関する相談はなく、事業所から発生するものがほとんどである。</p>
金田委員	<p>きよみ野地区でトラックの走行音について相談が寄せられていると聞いたことがあるが、今はそのような相談はないのか。</p>
事務局	<p>環境課で把握しているものはない。</p> <p>道路に関する事柄なので、道路管理者である道路公園課へ相談がきている可能性はある。</p>
金田委員	<p>太陽光発電設備等の補助金について、予算が十分に確保されていないことで交付件数が制限されるということはないか。</p>
事務局	<p>過去にはそういった状況があったと聞いている。</p> <p>ここ数年は予算の補正を行い、可能な限り対応しているので、予算不足を理由に申請を受けられないという状況は発生していない。</p> <p>ただし、補助金の交付は本来予算の範囲内で実施するものなので、無</p>

	<p>尽蔵に対応するわけにはいかない。可能な限り予算を補正し対応することとしている。</p>
金田委員	<p>クビアカツヤカミキリについて、桜の木への散布は被害の発生している樹木に対して行うのか。予防として、被害の発生していない樹木にも散布は行うことはあるのか。</p>
事務局	<p>予防としての散布は行っていない。 被害が発生してしまった樹木への対応で手一杯の状況である。 しかし、このままでは被害が拡大する一方なので、来年度以降の対応について、主に公園や街路樹などの管理を行う道路公園課と対応を検討しているところである。</p>
金田委員	<p>アライグマの罠の設置について、農家に調査を行い、出現の多い地域で捕獲を行ってはどうか。</p>
事務局	<p>相談を受ければ罠の設置は行うが、環境課では農業被害を防ぐことを目的としての捕獲は行っていない。 他市であれば環境部門、農政部門それぞれが獣害対策に取り組んでいる例もあるが、吉川市では農政部門で今のところそういった動きはない。</p>
金田委員	<p>アライグマが年々増えていることを考えると、より多く出現する場所で捕獲を実施したほうが効率的であると考え。それを踏まえると、今後農政部門との協力体制も重要視されてくるのではないかと考える。個体数が増えれば住宅等にも被害が広がることも想定されるので、対策を検討すべきだと考える。 また、10ページの自然観察会の参加人数について、春編の参加者が少ないのは市内中学校の体育祭と同日開催であったことが原因ではないかと考える。日程を決める際は学校行事などを確認してほしい。</p>
桑本委員	<p>アライグマについて、性能の良い無人カメラなどを活用し、移動ルートを確認した上で、罠を設置するとより効率よく捕獲を実施できると思う。</p>
事務局	<p>担当部署にお伝えする。また、イベント開催の日程について、ご指摘の内容を考慮していきたい。</p>

<p>金田委員</p>	<p>環境学習について、吉川小学校だけやっていないのには何か理由があるのか。また、中学校では実施しないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>小学校の環境学習については、環境課として講座の案内はしているが、実施の判断はあくまで学校でしており、無理強いはしていない。 現在は小学校全校で実施することを目標としており、中学校に拡大する考えはない。今後も校長会を通じて、県の環境学習応援隊制度を紹介していく考えである。</p>
<p>福田委員</p>	<p>クビアカツヤカミキリについて、補足の説明をさせていただく。 8ページの資料にもあるように草加市、越谷市などでも分布を確認しているが、県北地域でも多く確認されており、年々分布が拡大している状況である。環境科学国際センターのホームページにて発見箇所の地図が公開されているので、参考としていただきたい。 また、クビアカツヤカミキリに似た外来のカミキリムシが今年新たに追加された。ツヤハダゴマダラカミキリという在来ゴマダラカミキリとほとんど同じ見た目をしているが、若干模様のつき方が異なるカミキリムシである。トチノキやカエデ類など、街路樹や公園の樹木で多くみられる木が被害を受けやすいと言われている。これもかなり被害が広がっている。久喜市や春日部市のあたりでも被害が確認されている。越谷環境管理事務所管内でもいくつか相談を受けており、今後被害の推移を注視していく。その状況については、市へも情報提供していく。 アライグマに関しても年々増えている。9ページの表にあるとおり令和4年度は越谷環境管理事務所管内で年間200匹の捕獲があったが、令和5年度は9月末時点ですでに170頭以上が捕獲されている。 次に、自然観察会の会場であるウェットランドは、今時期もカモやサギが見られるよい場所であるので、日頃から活用していただくのがよいと感じた。 また、太陽光発電設備については県にも補助制度があるので、ぜひ活用していただきたい。 環境保全協定事業について、対象として産業廃棄物処理業などがあげられているが越谷環境管理事務所では産業廃棄物処理業の許認可を行っている。騒音や振動について、相談があった場合は市と協力して指導をおこなっている。また、一覧表にある他の施設についても年に一度は立ち入りなどを行っている。 こちらの一覧表であげられている事業者は、自発的な組織で自己点検なども行っており、環境に対して熱心に取り組んでいるのではないかと印象をもっている。</p>

大久保委員	環境保全協定とはどのような内容か。
事務局	市と事業者の2者で締結する紳士協定で、例えば、苦情の申し出先としての連絡先を外から見えるように表示するなどの内容である。
桑本委員	小河川の水質の項目が改善してきていることは喜ばしいことである。溶存酸素もこのままの状況を維持していければよいと思う。浄化槽の工事について、現在の単独槽の基数はどのくらいあるのか。
事務局	市内の浄化槽は6000基あり、そのうち約半数が単独槽である。しかし、これは台帳上の数値であるため、廃止の届出がされていない浄化槽も一定数あると認識しており、実際の浄化槽の設置数はさらに少ないと見込んでいる。
五十嵐委員	2ページの水質の検査結果について、検査箇所はどのような基準で選んでいるのか。三輪野江地区の「しんきぼり」は水質が良くないと認識しているが、なぜ検査箇所に含まれないのか。
事務局	三輪野江地区の「しんきぼり」は農業用水路である。環境課では、主に生活排水が流れており、水質汚濁が懸念される場所を検査対象としている。
五十嵐委員	「しんきぼり」は農業用水路であるが生活排水や事業者からの排水も流れているので、全体を知る意味では検査箇所に加えてもよいのではないかと考える。
浜本会長	7ページの環境保全協定について、内容がイメージしづらいので資料の中でもいくつか具体的な協定内容を記載するとよいと思う。
事務局	環境保全協定については、事業者ごとに協定内容が異なる。最大公約数的な内容にはなってしまうが、来年度以降の資料には記載していくこととする。
浜本会長	(2) 吉川市環境行動計画について 議題について、事務局より説明をいただく。 【事務局資料説明 (資料) 吉川市環境行動計画 (第1期) 進捗管理シート】

<p>金田委員</p>	<p>質疑 プラスチックの分別について、焼却施設の性能がよく、プラスチックを一緒に燃やしても差し支えないと聞いたことがあるが、それでも分別を行っていくのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年度に新たにプラスチックの処分に関する法律ができた。 これによりプラスチックそのものをリサイクルすることが努力義務となった。また、プラスチックのリサイクルが、施設の建て替えなどの際に国の補助金を利用する際の条件となったため、事実上義務化に近い流れとなっている。</p>
<p>金田委員</p>	<p>ごみ分別アプリについて、市非公式ではあるがリリースされているものがある。今後市として導入を検討する場合に、既存のものを生かすのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ごみ分別アプリについては、どのようなものを導入するのか方向性は未定ではあるが、比較検討していく予定である。</p>
<p>大久保委員</p>	<p>プラスチックゴミについては、生活の中で多く排出されるので、再生可能なものについては一律で回収してもらえるようにしてもらいたい。また、分別の方法が変わる場合は、市民へ周知が行き届くように工夫してもらいたい。</p>
<p>田中委員</p>	<p>環境保全協定について、屋根のない事業者へ粉じんの飛散防止対策として屋根の設置や強風時の作業中止などを協定内容に盛り込まれているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>盛り込まれていない。 「粉じんの飛散を防止すること」などの内容はあがあるが、具体的な対策方法は盛り込んでいない。事業者の自主的な取り組みに委ねられている。</p>
<p>田中委員</p>	<p>市から屋根を取り付けるなどの対策を要請することはあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>粉じんの飛散防止対策として屋根を取り付けている事業場もあるが、高圧電線の近くなど場所によってはそもそも取り付けができない事業場もある。新設の事業場に対しては粉じん防止対策の方法として、屋根を取り付けることを提案することもある。</p>

大久保委員	保存樹木について、減少することで大気環境に影響はないのか。可能であれば残していくことが好ましいと考える。
事務局	1本の保存樹の二酸化炭素吸収量は限定的なので、大きな影響はないと考える。また、保存樹木については、所有者の了解を得て定期的に指定を行っている。所有者が更新を望まない場合もある。
桑本委員	<p>ごみについては焼却処分すると二酸化炭素が発生してしまうので、プラスチックごみについてもリサイクルを図ることが好ましい。</p> <p>また、災害廃棄物について、想定されるごみの量は仮置き場として指定される場所に収まる想定なのか。</p>
事務局	仮置き場に排出する前に再生可能なものは分類した上で仮置き場へ搬入することを計画している。本来であれば市内の区域を分け、区域ごとに自宅から出た災害廃棄物を排出する仮置き場を指定すべきだが、現状、具体的には決まっていない。
金田委員	ごみ処理有料化について、いつ頃を目途に進めていく予定か。
事務局	東埼玉資源環境組合にて話し合いを進めていくところだが、計画の策定期間などを鑑みると、おそらくここ10年で具体的な話が進んでいくと思われる。
3 閉 会 事務局	<p style="text-align: center;">————— 《 閉 会 》 —————</p> <p>以上で本日の審議会の内容はすべて終了した。これをもって、令和5年度第1回吉川市環境審議会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年11月17日</p> <p>署名委員 桑本 潔（自署） 署名委員 五十嵐 恵千子（自署）</p>	